

## 廃棄物搬入フロー図

### 1 契約

- 廃棄物処理委託（変更）申込書（様式第1号）の提出

廃棄物処理委託（変更）申込書は、（一財）福井県産業廃棄物処理公社のホームページからダウンロードし、必要事項記入のうえ福井県産業廃棄物処理公社あてに送付してください。

（必要書類）

- ・ 廃棄物処理委託（変更）申込書（様式第1号）
- ・ 廃棄物データシート（WDS・様式第2号）
- ・ 廃棄物の運搬を委託する場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し



書類審査および製造工程等、受入が可能かどうかの事前審査を実施します。必要に応じて現地調査を行う場合もあります。

審査の結果を通知し、適合する場合は契約を締結します。

産業廃棄物処分委託（変更）契約書(様式第3号または、様式第4号)は、福井県産業廃棄物処理公社ホームページからダウンロードし必要事項記入押印のうえ2部作成し、うち、1部には収入印紙を貼付して、福井県産業廃棄物処理公社に2部提出してください。

### 2 契約の変更

契約の変更にあっては、当初の廃棄物処理委託申込および契約の締結手続きに準じて処理します。

- ①産業廃棄物の種類を変更する場合の添付書類
  - ・ 産業廃棄物処理委託（変更）申込書
  - ・ 廃棄物データシート（WDS）
- ②運搬、搬入方法を変更する場合の添付書類
  - ・ 収集運搬業の許可証の写し
  - ・ 廃棄物搬入申込変更届出書（様式第5号）

### 3 搬入

廃棄物の搬入は、円滑な受入れのため搬入を予約のうえ、予約承認を得てください。

- 搬入予約申込書（様式第6号）の提出

搬入の予約は、搬入予約申込書・承認書（様式第6号）により、ファックスで申込を行ってください。（搬入の前営業日午前中までに予約をお願いします。）

- 搬入予約承認書の受理

受入れをする場合は、申込者あてに搬入予約承認書を返信します。

搬入予約承認書は、廃棄物搬入時に必要となりますので、大切に保管してください。

- 運搬

廃棄物の搬入にあっては、飛散・流出防止措置を講じるとともに、積載量や制限速度等、道路交通法を遵守してください。

#### 4 受付、計量

計量は、受付時（実車）と退場時（空車）の2回計量を行い、廃棄物の重量を測定します。

##### ■受付手続

搬入当日、搬入予約承認書、マニフェスト、契約済証を受付に提出してください。



##### ■計量

計量は、受付時（実車）と退場時（空車）の2回計量します。（10kg単位）



#### 5 搬入審査

##### ■展開検査

安定4品目については、職員の指示に従い展開検査場に移動し、廃棄物の荷下ろししてください。展開検査場で不具合の場合、廃棄物は持ち帰りいただきます。



##### ■計量



##### ■退場

空車の状態で計量のうえ、支払いをして退場してください。  
マニフェストと廃棄物搬入伝票をお渡しします。